

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1866号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の事務部局	本庁	危機管理監 <u>行財政改革監</u> (略)	1種	本庁	危機管理監 (略)	1種	
		(略)					
		(略) 総務事務センター長	4種		(略) 総務事務センター長 <u>基幹病院整備室長</u> (略)	4種	
		(略)					
	(略)		(略)				
(略)				(略)			
教育委員会の事務部局	(略)			教育委員会の事務部局	(略)		
	図書館	(略)	5種		図書館	(略)	5種
		副館長					
	(略)				(略)		
少年自然の家	所長			少年自然の家	所長		
近代美術館	<u>館長</u> (略)		近代美術館	(略)			
警察	本部	(略)	5種	本部	(略)	5種	
		(略) 企画官 <u>自動車整備工場長</u> (略)					
	(略)			(略)			
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。